

## デジタル採点システム使用契約企画提案選考会実施要領

### 1. 業務概要

業務名

デジタル採点システム使用契約

場所

市内中学校 15校

内容

デジタル採点システムが使用できるようにすること

履行予定期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(契約開始日は令和7年4月1日以降となる予定です。)

使用料限度額

3,300,000円(消費税含む、令和7年度の構築費用+令和7年度の使用料の合計)

趣旨

中学校における定期試験等の採点は、大量の採点を高い精度で実施する必要があり、長い時間を要する業務である。そこで、教職員が解答用紙をスキャナでパソコンに取り込んで採点し、自動集計された採点結果を確認できるクラウド環境を全ての市立中学校に整備することにより、採点業務の効率化及び採点精度の向上を図る。採点業務をデジタル化することで削減された時間は、生徒指導や教科指導、学級指導など生徒と向き合う時間に充てることができる。

さらに、採点結果等のデータを分析することで、生徒一人ひとりの学習習熟度を把握することができ、分析結果をもとに生徒一人ひとりに合った課題を出題したり、指導を行ったりするなどの、学力向上につなげることも可能となる。これらは、教員の働き方改革にもつながるものとする。

事業者の選考については、運用面での安全性と効率性を確保し、導入実績や高い専門技術を有する事業者から提案された企画内容等を評価選定する「公募型プロポーザル方式」により実施する。

### 2. 選考会に参加できる者の形態

単体とする。

### 3. 参加に必要な級別格付等の条件

参加に必要な条件は次のとおりとする。

令和5・6年度越谷市物品購入等入札参加資格者として電算業務の業種で現に登録があり、かつ、令和7・8年度の越谷市物品等競争入札参加資格審査において、同業種の申請

を行った者であること。

#### 4. 参加資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ② 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- ④ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- ⑤ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に本プロポーザルに参加させることが適当と認める者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。
- ⑦ 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

5. 想定スケジュール

区分	項目	日時又は期間	
一次審査	参加申込書等提出	実施要領の公表	令和7年1月29日(水)
		質問の受付	令和7年1月29日(水) から 令和7年2月6日(木) まで
		質問の回答	令和7年2月7日(金)
		参加申込書等の受付	令和7年1月29日(水) から 令和7年2月17日(月) まで
		一次審査結果の公表・通知	令和7年2月19日(水)
二次審査	プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年2月21日(金)
		二次審査結果の公表・通知	令和7年3月6日(木)
		見積書の提出及び契約交渉	令和7年3月下旬頃

6. 選考形式

【1次審査】企画提案書評価方式

①企画提案書等について、書類審査を行い、上位2者程度を選定する。

上記選定数を上回った場合、選定委員会等の評価を基に上位2者程度まで提出者を選定する。

②結果通知

審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

【2次審査】プレゼンテーション・ヒアリング

①一次審査で選定された者について、プレゼンテーション・ヒアリングによる選定委員会の評価を踏まえ、最優秀者1者を選定する。

②審査結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 7. 選考方法

デジタル採点システムプロポーザル審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を基に、予定業者を選定する。選考委員が下記の評価表に基づき評価、採点を行い、各委員の得点を合計した点数が最も高い参加者を予定業者とする。ただし、合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者の内で価格を再提案させ、金額が最も安価な参加者を予定業者とする。また、全ての参加者から適切な提案がない場合（下記の評価表にある評価項目の合計配点の30%未満）には、候補者として選定せず、プロポーザルの手続きを中止する。

### 【評価表】

評価の分類	評価項目	評点
書類審査 (提案書に審査) 【30点】	業務遂行能力	6点
	デジタル採点システムの機能要件	7点
	デジタル採点システムの非機能要件、役務要件	4点
	拡張性、学校の業務改善に関する提案	2点
	システム構築	3点
	運用・保守	4点
	追加提案	4点
書類審査（見積提示金額による審査） 【30点】	見積額による評価 ※計算式は以下のとおり $30 - \left\{ \left( \frac{\text{見積額} - \text{使用料限度額}}{\text{使用料限度額}} \right) \times 100 \right\}$ 1点未満の端数がある場合は、小数点以下を四捨五入する。 使用料限度額の70%を下回る見積額については、30点とする。	30点
プレゼンテーション 審査 【40点】	業務理解度	3点
	デジタル採点システム機能	10点
	デジタル採点システムの操作性	10点
	運用支援・サポート	8点
	追加提案	5点
	プレゼンテーションの充足度	4点
合計		100点

8. 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年1月29日(水)から令和7年2月17日(月)まで

(2) 配布場所

越谷市ホームページからダウンロードすること。

(3) 資料名

デジタル採点システム使用契約企画提案選考会実施要領

デジタル採点システム使用契約仕様書

(様式1) 参加申込書

(様式2) 提案書表紙

(様式3) 会社概要

(様式4) 業務実績

(様式5) 本業務にかかる人員体制

(様式6) 見積書

(様式7) 費用内訳書

(様式8) 質問書

9. 質疑方法

質疑期間 令和7年2月6日(木) 12時00分まで

質疑方法 電子メール

受付窓口 越谷市 教育センター 教育情報担当

(電子メール) kyoikusenta@city.koshigaya.lg.jp

回答日時 令和7年2月7日(金) 12時00分から(参加者全員に対して)

回答方法 ホームページで公表

※質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと

## 10. 提出書類

### ◎参加申込書・企画提案関係書類

提出期限 令和7年2月17日（月）12時00分 必着

提出場所 越谷市教育センター

〒 343-0011埼玉県越谷市増林3-4-1

越谷市 教育センター 教育情報担当

（電子メール）[kyoikusenta@city.koshigaya.lg.jp](mailto:kyoikusenta@city.koshigaya.lg.jp)

（電話番号）048-960-4150

提出方法 郵送、持参又は電子メール

提出書類

- ① 参加申込書（様式1） 1部
- ② 企画提案書 正本1部、写し10部
  - ・企画提案書表紙（様式2）
  - ・会社概要（様式3）
  - ・業務実績（様式4）
  - ・本業務に係る人員体制（様式5）
  - ・企画提案内容（貴社様式）
  - ・会社紹介等の各種パンフレット類（任意提出）
- ③ 見積書 正本1部、写し1部
  - ・見積書（様式6）
  - ・費用内訳書（様式7）

### ◎提出書類の作成にあたって

#### （1） 企画提案書必要記載事項

- ① デジタル採点システムの機能要件
- ② デジタル採点システムの非機能要件、役務要件
- ③ 拡張性、学校の業務改善に関する提案
- ④ システム構築に関すること
- ⑤ 運用・保守に関すること
- ⑥ その他（追加提案など）

#### （2） 見積書作成に係る注意事項

- ① 見積金額には、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ② 見積書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は、代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を

押印すること。

- ③ 見積書には、必ず見積った契約希望金額の明細となる見積明細書（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）を添付すること。見積書記載金額と見積明細書の合計金額は一致しないため注意すること。
- ④ 見積明細書の様式は問わない。
- ⑤ 見積書、見積内訳書は、件名及び社名を記載した封筒に入れること。

#### 11. プレゼンテーション・ヒアリングについて

日 時 令和7年2月21日（金） 9時10分～11時30分

（持ち時間 50 分）詳細時刻は別途通知する。

会 場 越谷市教育センター会議室A・B、増林地区センター学習室B・C

機 器 会場にはプレゼンテーション用液晶プロジェクタ及びスクリーンは用意する。

##### 【プレゼンテーション留意事項】

- （1） 原則非公開で行うものとする。
- （2） 説明者は、当該業務に配置を予定する者を含む3名以内とする
- （3） 説明は提案書に記載した内容に限る。
- （4） プレゼンテーションには、提出した提案資料の拡大パネル（A1判）、パワーポイント等によるスライド又はその両方を使用することができる。なお、原則として、提出した提案資料に加筆することはできないものとするが、パワーポイント等を使用するため、編集を行うことは可とする。
- （5） 出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、評価の対象としないものとする。
- （6） 審査参加者（最大19名）に対し、各自操作を可能とするデモンストレーションを行う場合、実機・ライセンス・通信ネットワーク等は説明者が準備する。

## 12. 契約の締結

最優秀者を業務に係る随意契約の締結予定者とし、提案内容に基づき協議し、使用料限度額の範囲で契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者の失格が判明した場合、又は、契約交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

## 13. 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする

- (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- (2) 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (3) 候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合。
- (6) 提出された企画提案書に虚偽又は不正があった場合。
- (7) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めた場合。
- (8) 二次審査発表までに参加者が参加要件を満たさなくなった場合。
- (9) その他選定委員会が不適合と認める場合。

## 14. その他

### (1) 辞退について

プレゼンテーション・ヒアリング(二次審査)に選定された者が辞退する場合は、書面(書式自由。ただし、A4判とする。)により、令和7年3月13日(木)までに事務局まで、持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以降の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

- (2) 参加申込書、技術提案書等の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション・ヒアリング審査への参加費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における提出資料の差し替え及び再提出は原則として認めない。また、提出資料に記入した配置予定者を原則として変更することはできない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格、能力を有する者とし、あらかじめ越谷市から承諾を得るものとする。
- (4) 提出資料の取扱い
  - ① 提出された参加申込書、技術提案書等は返却しない。
  - ② 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用(複製、転記又は複写等)することができるものとする。
  - ③ 提出資料及びその複製は、審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、越谷市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

- ④ 最優秀者として選定された提案資料については、市ホームページ等において公開できるものとする。この場合において、越谷市から求めがある場合には、選定された者は、当該資料のPDFデータを越谷市に提供するものとする。
- (5) 選考委員による参加者全員の評価等審査内容は越谷市ホームページで公表する。
- (6) 選定委員会において、最優秀者として決定した者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではない。
- (7) 審査結果に関する問合せ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。
- (8) 本件は、令和7年度当初予算により予算化された後の発注になる。当初予算による予算化ができない場合、契約の締結は行わない。この場合における参加者からの損害賠償請求には一切応じないこととする。